



IFRS Topics

January 2009

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

改訂 IFRS 第 3 号とヘッジ会計

米国財務会計基準審議会 (FASB) と国際会計基準審議会 (IASB) の共同プロジェクトである、企業結合に関する改訂基準は、2009 年 7 月 1 日以降に開始する最初の年次報告期間の期首以降に取得された企業結合に対し適用されます。この新基準は被取得企業のヘッジ会計に重要な影響を及ぼす可能性があるため、PwC のグローバル・アカウントティング・コンサルティング・サービス (ACS) の Scott Bandura が、現在のヘッジ会計に与える影響について解説します。

改訂 IFRS 第 3 号は、被取得企業にかかるすべての契約について再評価が必要であることを明確に規定しています。とりわけこの規定により、実務上、被取得企業のヘッジ会計の処理が企業結合後も維持されることがほとんどなくなると予想されます。以下は、現行の IFRS 第 3 号と改訂 IFRS 第 3 号との相違点を示す一例です。

取得企業は 2010 年 1 月 1 日にある被取得企業を取得しました。この被取得企業は、長期負債にかかる金利を固定化するために複数の金利スワップ契約を保有しています。この被取得企業は、これらの金利スワップ契約をキャッシュ・フローのヘッジ手段として適切に文書化してきました。この金利スワップ契約は 2010 年 1 月 1 日から 3 年後に満期となります。この金利スワップ契約は、取得日現在 C1,500 で負債のポジションを取っています。

現行の IFRS 第 3 号は金利スワップ契約について言及しておらず、取得企業は実務上、被取得企業におけるヘッジ関係の文書化を継続するかについて会計方針の選択が可能でした。

改訂 IFRS 第 3 号では、取得企業は、取得企業のグループ勘定に含まれる従前のヘッジ関係を引き継ぐことができなくなります。同改訂は、「取得日に存在する適切な条件に基づいて」ヘッジ関係を指定することを取得企業に要求しています。したがって、取得企業が自社グループ勘定においてもこれらのヘッジ関係を認識したい場合には、被取得企業におけるヘッジ関係をすべて再指定する必要があります。

企業結合に伴うヘッジ関係の再指定では、以下に検討するようないくつかの問題が発生します。

実務上の問題

取得日現在に C1,500 で負債ポジションに認識されているスワップがあるとします。この場合、公正価値がゼロでないデリバティブを指定することにより、非有効性が生じます。この非有効性は、場合によっては非常に大きなものとなり、それにより当該ヘッジ関係がすべてヘッジ会計処理に適格ではなくなる可能性があります。

ネットで売建となっているオプションは一般に、ヘッジ手段に指定できません。被取得企業が、金利スワップを用いるのではなく、取得日現在に C 1,500 で負債ポジションに認識されている金利カラー取引を用いていたと仮定します。この場合、取得企業は、このカラー取引をヘッジ関係に指定することができないでしょう。なぜなら負債ポジションにあるカラー取引は、ネット売建オプションとみなされるからです。

ヘッジ関係はタイムリーな文書化が必要とされます。このため取得企業は、自社グループ勘定に含まれるヘッジ関係の文書化を整備する必要があります。

企業結合に関する実務的な影響

取得企業は、どのような新しいデリバティブを取得する必要があるかや、取得日現在において整備しなければならないタイムリーな文書化について把握できるよう、実際の取得日よりもずっと以前に、被取得企業が有していたヘッジの種類を理解しておく必要があります。

被取得企業は、公正価値がゼロでないデリバティブおよびネットで売建となっているオプションのテストに潜む問題のうちのいくつかを回避することを目的として、取得日直前にデリバティブ金融商品を終了させることができます。この方法によれば、取得企業は、望ましいヘッジ関係を得るために、取得日現在に公正価値がゼロの新たなデリバティブ金融商品に置き換えることができます。

取得企業は、被取得企業にかかる金融資産および金融負債を取得日現在で再分類することができます。取得企業は、被取得企業のデリバティブ契約を終了させるための選択肢として、特定のヘッジ対象に対して公正価値オプションを用いることができます。この方法によれば、デリバティブ金融商品を期間ごとに公正価値で再測定することから生じる利益のミスマッチが減少することになります。

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.